

鳥取県告示第 1070 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 21 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
鳥取市	ため池等整備事業 玉津地区 農地防災	平成19年3月14日
鳥取市	農村振興総合整備統合補助事業 大和地区 暗渠排水	平成19年2月1日
鳥取市	基盤整備促進事業 下木原地区 農業用道路	平成18年3月30日